

原議保存期間	3年(令和6年3月31日まで)
有効期間	一種(令和6年3月31日まで)

警視庁刑事部長
 警視庁生活安全部長 殿
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)

警察大学校刑事教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁捜一発第39号
 丁鑑発第448号
 丁生企発第251号
 令和2年4月3日
 警察庁刑事局捜査第一課長
 警察庁刑事局犯罪鑑識官
 警察庁生活安全局生活安全企画課長

大規模災害等における都道府県歯科医師会に対する歯科診療記録の照会要領のモデル案について(通達)

見出しの件については、「大規模災害における都道府県歯科医師会に対する歯科診療記録の照会要領のモデル案について」(平成28年10月17日付け警察庁丁捜一発第174号ほか)により運用してきたところであるが、旧通達の有効期間が満了したことに伴い、今後は本通達により運用することとしたので、各位にあっては、引き続き、遺漏のないようにされたい。

記

1 歯科診療記録

歯科診療録(カルテ)、エックス線写真、写真(口腔内写真、顔写真等)、歯列模型、歯科技工指示書等

2 照会要領のモデル案

(1) 行方不明者の氏名等からの照会要領

行方不明者の通院先歯科医院等が不明な場合は、以下の要領により、行方不明者の氏名等で都道府県歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)へ照会を実施し、行方不明者に係る歯科診療記録を保管している歯科医院等を判明させる。

ア 歯科診療記録調査依頼書による歯科医師会への照会

都道府県警察の身元確認を担当する本部所属又は警察署(以下「担当所属等」という。)は、「歯科診療記録調査依頼書」(以下「依頼書」という。別記様式1「依頼書(モデル案)」及び別添1「依頼書(記載例1)」参照)を歯科医師会に交付し、照会を実施する。

イ 歯科医院等からの歯科診療記録の入手

歯科医師会から被照会者の歯科診療記録を保管している歯科医院等が判明した旨の回答を受けた場合は、当該歯科医院等に連絡、「提出依頼書」(別記様式2参照)を作成、交付の上、歯科診療記録を入手する。

ウ その他

行方不明者の氏名等からの照会は、市区町村や健康保険組合等に対する診療報酬明細書の照会を行っても通院先歯科医院等が判明しない場合や親子鑑定を含むDN

A型鑑定を行うことができない場合等、他に身元を特定する手段がない場合に行うこと。

(2) デンタルチャート（死後記録）等からの照会要領

身元不明死体の歯科所見に身元特定に資するような治療痕がある場合等は、以下の要領により、身元不明死体に係るデンタルチャート（死後記録）等で歯科医師会へ照会を実施し、対象者（デンタルチャート（死後記録）等と歯科診療記録とが同一人物である可能性がある者をいう。以下同じ。）に係る歯科診療記録を保管している歯科医院等を判明させる。

ア 依頼書による歯科医師会への照会

担当所属等は、依頼書（別添2「依頼書（記載例2）」参照）のほか、身元不明死体に係るデンタルチャート（死後記録）、口腔内写真、エックス線写真等の写しを歯科医師会に交付し、照会を実施する。

なお、デンタルチャート（死後記録）の様式は、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）から示された様式を使用すること。

イ 歯科医院等からの歯科診療記録の入手

歯科医師会から対象者の歯科診療記録を保管している歯科医院等が判明した旨の回答を受けた場合は、当該歯科医院等に連絡、「提出依頼書」を作成、交付の上、歯科診療記録を入手する。

(3) 歯科診療記録の適切な保管・管理等

入手した歯科診療記録は、担当所属等で適切に保管・管理するとともに、用済み後は速やかに提出先に返却するなど、その取扱いに留意すること。

3 留意事項等

(1) 本件については、日本歯科医師会から各歯科医師会に周知されるが、照会要領を定めるに当たっては、事前に歯科医師会と協議し、各都道府県の実情を踏まえ、依頼書の様式、添付する資料、歯科医師会会員への確認方法等を取り決めておく必要があることに留意すること。

特に歯科医師会から各会員への確認方法については、当該歯科医師会の会員用ホームページに掲載する方法で行うものや全ての会員から対象者等の有無の回答を求め、この結果を警察に回答するものなど、歯科医師会の規模や体制等により異なることから、その方法を確認しておくこと。

(2) 本件は、大規模災害等において多数の死者及び行方不明者が発生した場合で、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）第4条第3項の規定に基づき依頼する照会要領について示したものであるが、平時において身元不明死体を取り扱った場合の歯科診療記録の照会要領としても活用できるので、本件と合わせて平時の照会要領についても歯科医師会と協議し、定めることも差し支えない。

なお、捜査手続の一環として実施する場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく手続によって行うことに留意すること。

(3) 身元不明死体に身元特定に資するような治療痕等があり、犯罪死体のおそれが認められる上、通院先の歯科医院等の地域を絞り込むことが困難な場合等では、担当所属

等は直接又は自県の歯科医師会を通じて日本歯科医師会（総務部総務課）に対し、当該身元不明死体に係るデンタルチャート等を日本歯科医師会の会員専用のホームページに掲載することを依頼し、全国に手配することも可能であることから、平時の照会要領を協議する場合は、この点も参考とすること。

- (4) 死因・身元調査法第4条第3項の規定に基づく依頼は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するため、遺族等の同意がなくとも、情報を提供することができる旨を周知すること。
- (5) 既に歯科医師会と都道府県警察との間で、歯科診療記録等に関する照会要領を定めている場合は、引き続き、それによることも差し支えない。
- (6) 都道府県警察の身元確認を担当する本部所属は、大規模災害等における歯科医師会への照会件数（歯科医師会からの回答件数、身元判明件数等を含む。）等の把握に努めること。

また、大規模災害等が発生した際は、自県以外の歯科医師会へも多数の照会を実施する場合が想定されることから、事前に警察庁刑事局捜査第一課検視指導室へ連絡し、調整を図ること。

- (7) 歯科所見は、身元確認に極めて有効な手段であるが、死体の身元を特定するに当たっては、歯科所見の照合結果のみに依拠することなく、指掌紋、親子鑑定を含むDNA型鑑定、発見場所の状況、所持品、身体特徴等を総合的に検討し、身元を特定する必要があることに留意すること。
- (8) 前記2(1)ウの診療報酬明細書の照会については、通院先の歯科医院等が判明しない場合に想定される照会を例示したもので、各市区町村等との間で照会要領が確立されたものではないことに留意すること。